

景観法（一部抜粋）

制定：平成 16 年 6 月 18 日号外法律第 110 号

最終改正：平成 30 年 6 月 8 日号外法律第 41 号

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

（三～四 略）

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた日から三十日以内になければならない。

（5～7 略）

（変更命令等）

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があつた日から三十日以内に限り、することができる。

（3 略）

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

(5～9 略)

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

(2 略)

長野県景観条例 (一部抜粋)

平成4年3月19日

条例第22号

(景観育成重点地域又は景観育成特定地区内における指導)

第8条 知事は、景観育成重点地域又は景観育成特定地区内の土地又は建築物若しくは工作物に関して、景観の育成上必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、当該景観育成重点地域又は景観育成特定地区における法第8条第4項第2号に規定する制限として景観計画に定めた制限に適合するよう必要な措置を講ずることを指導することができる。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(勧告の手続等)

第14条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告（景観の育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

長野県景観規則 (一部抜粋)

平成4年7月6日

規則第41号

(長野県景観審議会の意見聴取を要する勧告)

第10条 条例第14条第1項の規則で定める勧告は、次に掲げる勧告とする。

- (1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する勧告
- (2) 景観育成重点地域内で行う行為に対する勧告のうち、知事が長野県景観審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が景観の育成に特に重大な影響を与えるものとして長野県景観審議会の意見を聴くことを要すると認める勧告

(変更命令等の手続)

第 16 条 知事は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。